

昭和二十二年三月六日（三月六日）

第一回福生市議会定例会会議録（第四号）

平成三年三月六日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	大野悦子君	二番	田村正秋君	三番	山下進君
四番	吉沢嘉翁君	五番	野口秀世君	六番	浜中輝夫君
七番	須釜亮次君	八番	佐藤慶二君	九番	林田武君
十番	在原博君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	小野沢久君	十五番	村野和一郎君
十六番	齋藤巽君	十七番	井上寅吉君	十八番	上野重勝君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	赤星行人君

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 古谷 正夫君

議事係長 島田 幸治君

臨時速記
事務補佐員

大迫 暉子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

助

役 浅見

裕康君

収入

役 内田

和雄君

教育長 来住野 和也君

企画財政部長 野沢

久人君

総務部長 森田

進君

市民部長 岩崎

好亮君

福祉部長 石川

和夫君

建設部長 小野

光朗君

教育次長 矢崎

茂夫君

監査委員
事務局 長

黒田

登君

選挙管理
委員会 事務局長

川辺 登茂次君

行政推進
担当 参事

関口

清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成四年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 三月六日（金）午前十時

日程第一 陳情書の取り下げ願について

日程第二 議案第四十六号

日程第三 議案第七号

日程第四 議案第八号

日程第五 議案第二十八号

日程第六 議案第九号

日程第七 議案第十号

日程第八 議案第十一号

日程第九 議案第十二号

日程第十 議案第十三号

日程第十一 議案第十四号

日程第十二 議案第十五号

日程第十三 議案第十六号

福生市の一般職員の平成四年三月期期末手当の支給割合を定める条例
福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

福生市農地課税審議会条例を廃止する条例
福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

福生市国民年金印紙購入基金条例の一部を改正する条例

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第十七号
 日程第十五 議案第十八号
 日程第十六 議案第十九号
 日程第十七 議案第二十号
 日程第十八 議案第二十一号
 日程第十九 議案第二十二号
 日程第二十 議案第二十三号
 日程第二十一 議案第二十四号
 日程第二十二 議案第二十五号
 日程第二十三 議案第二十六号
 日程第二十四 議案第二十七号
 日程第二十五 議案第二十九号
 日程第二十六 議案第三十号
 日程第二十七 議案第三十一号
 日程第二十八 議案第三十二号
 日程第二十九 議案第三十三号
 日程第三十 議案第三十四号
 日程第三十一 議案第三十五号
 日程第三十二 議案第三十六号
 日程第三十三 議案第三十七号
 日程第三十四 議案第三十八号
 日程第三十五 議案第三十九号
 日程第三十六 議案第四十号

福生市福祉会館条例の一部を改正する条例
 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例
 福生市敬老金条例の一部を改正する条例
 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
 福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例
 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例
 福生市高齢者看護料資金貸付条例
 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について
 東京都市町村職員退職手当組合規約の一部改正について
 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正について
 東京都市町村総合事務組合規約の一部改正について
 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正について
 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正について
 西多摩衛生組合規約の一部改正について
 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について
 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）
 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）
 平成四年度福生市一般会計予算

日程第三十七 議案第四十一号
 日程第三十八 議案第四十二号
 日程第三十九 議案第四十三号
 日程第四十 議案第四十四号
 日程第四十一 議案第四十五号
 日程第四十二 議案第四十一号
 日程第四十三 陳情第四一—二号
 日程第四十四 陳情第四一—三号
 日程第四十五 陳情第四一—四号
 日程第四十六 陳情第四一—五号
 日程第四十七 陳情第四一—六号

平成四年度福生市国民健康保険特別会計予算
 平成四年度福生市老人保健医療特別会計予算
 平成四年度福生市下水道事業会計予算
 平成四年度福生市受託水道事業会計予算
 市道路線の認定について
 無年金者の実態を調査すること及び最低保障年金の制度化を国に求める意見書提出の陳情書
 低い年金月額を最低六万円に引き上げることとを政府に求める意見書提出についての陳情書
 労働時間短縮についての陳情書
 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情書
 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情書
 朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書

午前十時 開議

○議長（赤星行人君）　ただいまから平成四年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（赤星行人君）　この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、陳情書の取り下げ願いについて（別添参照）

三、陳情書の受理について（別添参照）

四、平成四年一月分例月出納検査の結果について（別添参照）

五、平成三年度第四回定期監査報告書について（別添参照）

○議長（赤星行人君）　以上で報告は終わりました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議會運営委員長 齋藤 巽君登壇)

○議會運営委員長（齋藤 巽君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議會運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに陳情書の取り下げ一件と、市長から議案一件、それに陳情が四件提出されておりますので、日程の冒頭に陳情書の取り下げを願い、その次に新たに提出されました議案を組み、その次に昨日残りました議案を昨日と同じ順序で組みまして、その次に新たに提出されました陳情四件を組み編成した次第でございます。

なお、議案の取り扱いでございますが、新たに提出されました議案は慎重審議の上即決としまして、陳情四件につきましては付託表のとおり所管の委員会に付託することとしております。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく本日もお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤星行人君）　これより日程に入ります。

日程第一　陳情書の取り下げ願いについてを議題といたします。本件は目下総務委員会において付託審査中となっております陳情第三一九号、朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書について、陳情者より取り下げ願いが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）　（「異議なし」と呼ぶ者あり）　御異議なしと認めます。よって本件、取り下げ願いは承認することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君）　日程第二　議案第四十六号　福生市の一般職の職員の平成四年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役　浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君）　御指名をいただきましたので、議案第四十六号　福生市の一般職の職員の平成四年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本条例は提案理由にございますように、福生市の一般職の職員に対し支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

条例の第一条は一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づきまして、平成四年三月期期末手当の支

給割合を定めるといふ、この条例の趣旨でございまして、第二条におきましてその支給割合を百分の五といたそうとするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第四十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君）　日程第三　議案第七号　福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長　森田　進君登壇）

○総務部長（森田　進君）　御指名をいただきましたので、議案第七号　福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本条例の提案理由でございますが、女子職員の母体保護と胎児の健全な発育を図るため、妊娠中

の職員の健康管理上、混雑した電車、バス等の交通機関を利用し通勤する場合、交通機関の混雑の程度が妊産婦の健康維持に支障を及ぼす恐れがあって、本人から請求があり、任命権者が承認したときは一日につき一時間（正規の勤務時間の始め及び終わりに限り）特別に時間休暇を与え、母体の保護を図ろうとするものでございます。

なお、この休暇制度につきましては既に他市においても実施しており、当市におきましても改正をお願いし、実施いたそうとするものでございます。また、合わせて本条例の条文の字句及び条項等を整備いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。まず、第五条第一項及び第六条第三項につきましては条文の整備でございます。

第十条につきましては、条文の整備と新たに六号として一号加え、妊娠中の職員が交通機関を利用して通勤する場合で、交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に著しい支障を及ぼすため、当該職員が勤務しないことについての請求があり、これを任命権者が承認したとき一日につき一時間を新たに規定しようとするものでございます。

また、第十条第三項につきましては、第一項の号が改正されたため、それぞれ改正するものでございます。

次に、第十一条につきましては条文の整備をいたそうとするものでございます。

次に附則でございますが、この条例は平成四年四月一日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第四 議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、平成三年度の国家公務員の人事院勧告は、昨今の経済情勢や民間の企業の実況等を考慮いたしまして勧告を行っております。その中で年間の期末勤勉手当の支給率につきまして五・三五ヵ月を五・四五ヵ月に勧告をされ、国、東京都においても既に実施をされているところであります。そこで、当市におきましてもこれらの状況を踏まえ、また、他市の改正状況等を考慮し、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議会議員の報酬の改正でございますが、平成二年十月から改正をさせていただいているわけですが、その後他市の改正状況、あるいは一般職の給与改定、諸物価の上昇等の状況を考慮いたしまして、早い時期に検討することが望ましいということから、平成三年十月二十五日に福生市特別職報酬等審議会を設置いたしまして市議会議員の報酬額、市長等の給与額、教育長の給与額並びにこれらの改定に

伴う実施時期につきまして御諮問を申し上げましたところ、同審議会におかれましては五回にわたりまして御検討をいただき、慎重御審議を賜りました結果、十二月十六日付けで市長に御答申をいただいたところでございます。したがって、本答申の内容を尊重いたしましたので、御提案申し上げる次第でございます。次に、本答申そのものをもちまして今条例の改正案といたしまして、御提案申し上げます。成二年から引き上げを据え置いておりますので、実情にそぐわないものもございますので、日当、宿泊料につきまして改正をさせていただくものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。第五条第二項の議員の十二月期の期末手当の支給割合を「百分の二百六十」を「百分の二百七十」に改正をし、月数で申し上げますと二・六ヵ月を二・七ヵ月にしようとするものでございまして、年間の支給率では五・三五ヵ月分から五・四五ヵ月にいたそうとするものでございまして、改正に伴う必要財源といたしましては百八万三千円でございます。

次に、第一条の議員の報酬でございますが、別表第一中議長におきましては現行「四四三、〇〇〇円」を三万二千円引き上げまして「四七五、〇〇〇円」に、率にいたしまして七・二二％に相なっております。副議長におきましては現行「三九一、〇〇〇円」を三万一千円引き上げまして「四二二、〇〇〇円」に、率にいたしまして七・九％でございます。次に、各委員長につきましては現行「三七七、〇〇〇円」を三万円引き上げまして「四〇七、〇〇〇円」に、率にいたしまして七・九六％でございます。また、議員につきましては現行「三七〇、〇〇〇円」を三万円引き上げまして「四〇〇、〇〇〇円」に、率にいたしまして八・一一％にそれぞれ改正いたそうとするものでございます。

今回の改正によります二十七市中のランクといたしましては、まだ低位ではございますが、審議会の御答申を尊重させていただきましてこのような額となるわけでございますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。また、この改正に要する金額は八百八十四万四千円でございます。

次に、第四条第二項の別表第二の費用弁償のうち、宿泊を伴わないときの日当につきまして、現行「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、宿泊を伴うときの日当を現行「二、〇〇〇円」を「三、五〇〇円」に、

また、宿泊料につきましては現行「一三、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項でこの条例は公布の日から施行し、別表第一及び第二の改正規定は平成四年四月一日から施行するものでございます。次に、第二項につきましては、改正後の新条例の規定は平成三年四月一日から適用しようとするものでございます。第三項、第四項は経過措置を定めたもので、第三項は、改正後の条例の規定は施行日以後に完了する出張から適用し、施行日前に完了した出張はなお従前のとおりとし、第四項につきましては、施行日をはさんで出張した場合の規定でございまして、施行日以後の期間に対応する部分については改正後の条例を適用し、施行日前の期間に対応する分については従前のとおりとしようとするものでございます。

第五項につきましては期末手当の内払いを定めたもので、改正前の規定に基づきまして議員に支払われました期末手当や、改正後の規定によって支払われた期末手当の内払いであることを規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますおります議案第八号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、総務委員会に付託することに決定い

たしました。

○議長（赤星行人君） 日程第五 議案第二十八号 福生市農地課税審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第二十八号 福生市農地課税審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明を申し上げます。

平成三年度税制改正によりまして、地方税法の一部改正が行われ、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地にあつては生産緑地地区内等の農地を除きまして、平成四年度からすべての農地が宅地並み課税となり、これに伴い長期営農継続農地制度が平成三年度限りで廃止されることとなるため、この認定に関し、市長の諮問に応じ必要な事項を調査、審議する本審議会の必要性がなくなります。

多くの皆さんの御協力をいただきましたことを心から感謝を申し上げますながら、本条例の廃止をいたそうとするものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行日を平成四年四月一日からとすることを定めようとするものです。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 議案第九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案の提案理由でございますが、先ほど議案第八号で提案させていただきました福生市特別職報酬等審議会の答申に基づく議員等の報酬改正に伴い、これらに励行いたしました福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償につきましても他市の状況、または職務の実態等を検討し、見直しをさせていただきます。この報酬額等を改正しようとするものでございます。なお、医師、予防接種医等の非常勤の特別職につきましては、毎年西多摩医師会と市町村の代表者で協議し、額の見直しを行い、必要な都度改正を行っているわけでございます。また、その他の非常勤の特別職につきましては平成二年十月以降額の改正を据え置いておりますので、今回改正をいたそうとするものでございます。また、非常勤の特別職の職員につきましても議員及び一般職等と同様に費用弁償の日当、宿泊料につきまして改定を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、今回改正をいたそうとする職種は、別表第一にございますように教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の行政委員会委員と、行政協力員及び社会福祉協力員を除く非常勤の特別職の職員の月額及び月額の報酬の額を改正いたそうとするものでございます。改正額につきま

しては、行政委員会委員におきましては監査委員の報酬で月額の上額で七千円から、固定資産評価審査委員会委員の月額五百円で、率にいたしまして九・一％から五％の引き上げでございます。

また、その他の非常勤の特別職の職員につきましては、教育相談員の月額で一万円から特別土地保有税審議会委員等の月額五百円で、率にいたしまして九・一％から二・八％の引き上げを行おうとするものでございます。

次に、従来から非常勤の特別職の職員として別表第一に農地課税審議会委員がありましたが、平成三年四月に地方税法の一部改正に伴い、平成四年四月一日をもちまして農地課税審議会条例の廃止に伴いまして、非常勤の特別職報酬及び費用弁償に関する条例から削除いたそうとするものでございます。

また、別表第一中監査委員につきまして、地方自治法の一部改正に伴いまして知識経験を有する者が識見を有する者に改められましたので、本条例につきましても知識を識見に改めようとするものでございます。

次に、本条例の別表第二の費用弁償のうち宿泊を伴わない日当につきまして、一日につき現行「一、一〇〇円」を百円引き上げまして「一、二〇〇円」に、宿泊を伴う一日につき現行「一、六〇〇円」を七百円引き上げまして「二、三〇〇円」に、また宿泊料につきましても一夜につき現行「一二、〇〇〇円」を一千五百円引き上げまして「一三、五〇〇円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項でこの条例は平成四年四月一日から施行いたそうとするものでございます。第二項及び第三項につきましては経過措置を定めたものでございまして、改正後の条例の規定は施行日以後に完了する出張から適用し、施行日前に完了する出張はなお従前の例によるものでございます。また、施行日をはさんで出張した場合につきましては、施行日以後の期間に対応する分につきましては新条例の規定を適用し、施行日前の期間に対応する分はなお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 日程第七 議案第十号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましては、証人等に対しまして実費弁償を支給することになっておりますが、日当につきましては昭和五十六年以降額の引き上げを据え置いてまいりましたが、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償の改正に伴いまして改正をお願いしようとするものでございます。また、宿泊料につきましても職員の旅費の改正と同様に、実情に合った額の引き上げをお願いしようとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、条例第三条の別表の費用弁償のうち、日当につきまして現行一日につき「五、〇〇〇円」を二千円引き上げまして「七、〇〇〇円」に、また、宿泊料の額を現行の一夜につき「一二、〇〇〇円」を千五百円引き上げまして「一三、五〇〇円」に改正しようとするものでござ

います。

次に附則でありますが、第一項につきましては施行期日を規定したもので、平成四年四月一日から施行いたそうとするものでございます。第二項、第三項につきましては経過措置を定めたもので、第二項は改正後の条例の規定については施行日以後に完了する証人等としての出頭、または参加から適用し、施行日前に完了した出頭等についてはなお従前どおりとすること、第三項につきましては施行日をはさんで証人等として出頭、または参加した場合についての規定でございまして、施行日以後の期間に対応する分については改正後の条例を適用し、施行日前の期間に対応する分については従前のとおりとしようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第十号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第八 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を

○議長（赤星人君） 議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましても平成三年度の人事院勧告を踏まえ、または他市の改正等の状況を考慮いたしまして、議員と同様に十二月期支給分の期末手当の支給割合を改正いたそうとするものと、昨年十二月の福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員と同様に市長等の給料を、月額につきましても改正をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容でございしますが、市長等の十二月期支給の期末手当につきまして、第四条第二項中「百分の二百六十」を「百分の二百七十」に、月数で申し上げますと二・六ヵ月を二・七ヵ月に改正しようとするものでございまして、年間支給率を五・三五ヵ月から五・四五ヵ月といたそうとするもので、改正に伴う必要財源といたしましては二十三万九千円でございます。

次に市長等の給料でございしますが、第二条別表中市長の給料につきましては現行「七四五、〇〇〇円」を五万円引き上げまして「七九五、〇〇〇円」に、率にいたしまして六・七％、助役につきましては現行「六四四、〇〇〇円」を三万八千円引き上げまして「六八二、〇〇〇円」に、率にいたしまして五・九％、収入役につきましては現行「六〇五、〇〇〇円」を三万六千円引き上げまして「六四一、〇〇〇円」に、率にいたしまして五・九五％にそれぞれ引き上げようとするものでございます。参考ではございますが、今回のこの改正に要する金額は百四十八万八千円でございます。

次に附則でありますが、第一項におきまして、この条例は公布の日から施行し、別表の改正規定は平成四年四月一日から施行しようとするものでございます。第二項におきまして、条例第二条第二項の第二項は平成三年四月一日から適用いたそうとするものでございます。第三項につきましては期末手当の内払いを定めたもので、改正前の福生市長等の給与に関する条例の規定に基づきまして、適用日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の規定によって支払われる期末手当の内払いであ